

令和6年度 第1回松本市文化芸術振興審議会  
次 第

日 時 令和6年5月28日(火)  
午後3時～午後4時30分  
場 所 大手公民館2階 講義室

1 開 会

2 挨 拶

3 会議事項

- (1) 松本市文化芸術推進基本計画「重点施策」に関する令和6年度の取組み
- (2) 「松本市文化芸術推進基本計画」の見直し

4 その他

5 閉 会

目標	重点施策	具体的施策	令和6年度に開催予定の文化芸術関連事業の進捗状況	担当課	
目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	情報発信・各種制度等の窓口相談機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各世代や時代に即した手段での文化観光情報発信</li> <li>・専門的な情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口の設置</li> <li>・観光部門と連携した文化観光情報発信</li> </ul>	美術館HP改修事業	美術館	
			美術館SNSを通じた各種事業や話題の情報発信	美術館	
			まちなかアートproject専用HP及びSNSでの情報発信	文化振興課	
			専門的な情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口の設置内容検討	文化振興課	
	観光・クリエイティブ産業等との連携・振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化資源を活用した観光事業の実施</li> <li>・クラフト等生活文化の文化芸術的価値の啓発</li> <li>・食文化等を活かした産業、観光の振興</li> </ul>	松本城二の丸御殿跡(文化資源)での観光イベント「国宝松本城太鼓まつり」の実施(7月27日、28日)	観光プロモーション課	
			松本城公園(文化資源)での観光イベント「国宝松本城水彫フェスティバル」の実施(1月下旬)	観光プロモーション課	
			国宝松本城天守及び松本城公園(文化資源)での観光イベント「国宝松本城天守プロジェクションマッピング」の実施(12月~2月)	観光プロモーション課	
			工芸の五月の開催(4月29日~5月31日 クラフトフェア(5月25日、26日))	商工課	
			信州・松本そば祭りの開催(10月12日~14日)	商工課	
			あめ市の開催(1月)	商工課	
			サザンガク(松本ものづくり産業支援センター)のコワーキングスペースを活用した交流・連携・新ビジネスの創出(各種イベント、セミナー開催)	商工課	
			「工芸の五月」と連携した美術館ステージの実施	美術館	
	目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施</li> <li>・年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、あらゆる市民が協働する文化芸術の発表機会の提供</li> </ul>	セイジ・オザワ 松本フェスティバル(OMF)期間中、サイトウ・キネン・オーケストラ(SKO)メンバー等が出向いて演奏する「温ったか出前コンサート」(高齢者介護施設 ゆめの里和田)を実施(8月10日)	国際音楽祭推進課
		文化財の保存・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まつもと文化遺産をはじめとする地域の文化財の保存及び活用</li> <li>・伝統文化の担い手の育成、支援</li> </ul>	松本ものづくり伝承塾による後継者育成助成	商工課
美術作品収集(購入、寄贈)、保存修復				美術館	
美術品等のコレクション展示、企画展の開催				美術館	
文化庁の「伝統文化親子教室事業(地域発展型)」補助金の申請の支援を実施(R6:13団体が採択)				こども育成課	
青山様・ぼんぼんの実施に伴い、道路許可申請に必要な書類を地区に送付(警察署への提出は地区が行う)				こども育成課	
三九郎の実施に当たり、河川敷地使用の届出等関係機関への手続きを実施				こども育成課	
松本城世界遺産普及啓発事業の推進に係る学校での講座開催				文化振興課	
松本城世界遺産普及啓発事業の推進に係る各地区での講座及び見学		文化振興課			
文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等でのアウトリーチ事業やワークショップの実施</li> <li>・児童、生徒等の文化芸術体験活動事業の実施</li> <li>・若者の文化芸術活動に対する支援の実施</li> <li>・若者の意見を反映した事業の実施</li> </ul>	松本ものづくり伝承塾による体験指導学習指導助成金、体験講座の開催	商工課	
			美術関係の館長講座、学芸講座の実施	美術館	
			美術関係の学校への出前講座の実施	美術館	
			セイジ・オザワ 松本フェスティバル(OMF)期間中、長野県内中学1年生を招待したオペラ鑑賞会「子どものためのオペラ」を実施(8月26日・27日)	国際音楽祭推進課	
			セイジ・オザワ 松本フェスティバル(OMF)期間中、長野県内小学6年生を招待したオーケストラ鑑賞会「子どものための音楽会」を実施(9月2日・3日・4日)	国際音楽祭推進課	
			保育所等でクラシックなどの生演奏を聴く機会を提供	保育課	
			「初めてオルガン(第65回オルガン講習会)」(小学5年生以上 全5回)	音楽文化ホール	
			【新規】「ちょこっとオルガン」(小学5年生以上 6月8日)	音楽文化ホール	
アーティスト等への支援、指導者育成		<ul style="list-style-type: none"> <li>・アーティストバンクを再構築し、トータルサポートする体制の構築</li> <li>・経済的支援と支援結果の継続的な検証による効果的な支援体制の構築</li> <li>・文化芸術指導者のニーズを把握した上での必要な支援の実施</li> </ul>	アーティストバンク登録者の交流会	文化振興課	
	アーティストバンク登録者の発表機会の創出(六九商和会連携)		文化振興課		
目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる	活動機会の提供・充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペース等を活用した新たな発表の場の創出</li> <li>・街なかでの無料鑑賞会等の実施による多くの市民が気軽に鑑賞できる場の提供</li> <li>・アウトリーチ事業を強化し、ホール等に足を運べない方たちへの鑑賞の機会の提供</li> <li>・インターネット配信等が気軽にできる環境の構築</li> </ul>	子育てパパ・ママの美術鑑賞の日を実施	美術館	
			市民ギャラリー等展示スペースの貸館事業実施	美術館	
			セイジ・オザワ 松本フェスティバル(OMF)期間中、サイトウ・キネン・オーケストラ(SKO)メンバー等が出向いて演奏する「出前コンサート」を実施	国際音楽祭推進課	
			松本まちなかアートproject運営会議による街なか事業の検討	文化振興課	
			松本まちなかアートproject実行委員会による街なか事業開催	文化振興課	
			【新規】「~0歳からお年寄りまで、みんなのコンサート~はじめて!」開催	まつもと市民芸術館	
			「おでかけオルガンin松本市立博物館」開催(4月26日 無料)	音楽文化ホール	
			【新規】「山田由希子ホールオルガニスト就任記念コンサート」(5月24日 無料)	音楽文化ホール	

「松本市文化芸術推進基本計画」 主な改訂内容（案）

（資料2）

章	改訂前		改訂後	
	項目	内容	項目	内容
第2章	1 基本計画策定の背景及び経緯（22頁）	・「基本計画」策定の背景及び経緯	1 基本計画の一部改訂の理由（1頁）	・「基本計画」を改訂する理由
	2 基本計画の位置付けと計画期間（22頁）	・「基本計画」の位置付け ・計画期間	2 基本計画の位置付けと計画期間（1～2頁）	・「基本計画」の位置付け ・改訂後の計画期間
	3 文化芸術の定義と基本計画の対象（23頁）	・文化芸術の定義及び範囲	3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲（2頁）	・文化芸術の定義及び範囲 <u>文化芸術基本法の掲載順に整理し、松本独自の文化芸術を追加</u> <u>「地域における文化芸術」に、松本地域の事例を追記</u>
	4 松本市の文化芸術を取り巻く状況（23～24頁）	(1) 社会情勢の変化 ・人口減少、少子高齢化 ・情報通信技術 ・グローバル化 ・持続可能な開発（SDGs）	4 松本市の文化芸術を取り巻く状況（3～4頁）	(1) <u>新型コロナウイルス感染症が与えた影響</u> (2) 人口減少と少子高齢化の進行による影響 (3) デジタル化の急速な発展 (4) <u>多様性を認め合う社会づくり</u> (5) 持続可能な社会の実現

第2章	4 松本市の文化芸術を取り巻く状況 (24～26頁)	(2) 文化芸術政策に係る国の動向 ・文化芸術基本法の施行(H13)に係る <u>文化芸術推進基本計画</u> (第1期 H30)の策定 ・ <u>文化財保護法等の改正</u> (H30)	5 国、 <u>県</u> の文化振興政策(4～5頁)	<u>(1) 文化芸術推進基本計画(第2期 R5)</u> <u>(2) 博物館法の一部改正(R5)</u> <u>(3) 文化財保護法の一部改正(R4)</u> <u>(4) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期 R5)</u> <u>(5) 第2次長野県文化芸術振興計画(R5)</u>
		(3) 松本市の前基本方針での取組み 「基本計画」の前身の「文化芸術振興基本方針」に記載されている4つの分野方針ごとの取組みに対する評価結果	(記載なし)	☆前基本方針の分野ごとの取組みに対する評価であり、また、毎年全庁に基本計画の重点施策について照会をかけるので、今回再掲載はしない
		(4) 前基本方針の総括と今後の課題	(記載なし)	☆前基本方針への総括のため再掲載はしない

第2章	4 松本市の文化芸術を取り巻く状況（26～27頁）	(5) <u>文化芸術活動者（アーティストバンクまつもと登録者）に対するアンケート結果</u>	（記載なし）	調査済みのため再掲載はしない （次回調査はR7）
		(6) <u>文化芸術に関する市民アンケート結果</u>	（記載なし）	調査済みのため再掲載はしない （次回調査はR7）
	5 計画の目的（28頁）	・ <u>心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること（文化芸術基本法第1章目的より）</u>	6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿（5～6頁）	(1) 岳 (2) 楽 (3) 学 ・目指す姿「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本」  ☆左記の目的は、三ガク都を掲げる市総合基本計画に下記のとおり掲載済 「心豊かな市民生活」→「市民の心の豊かさを育む」（市総合基本計画110頁目標） 「活力ある社会の実現」→「まちの賑わいにつなげる」（市総合基本計画110頁目標）、「地域の活性化につなげる」（市総合基本計画111頁 さまざまな分野との連携）

第2章	6 計画の目標（28頁）	<p>・文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本</p> <p>① 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる</p> <p>② 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を想像する</p> <p>③ さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる</p>	7 松本市の目標（7頁）	<p>松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、松本市の3つの目標を設定</p> <p>松本市文化芸術基本条例第7条</p> <p>(1) 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関すること。</p> <p>(2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関すること。</p> <p>(3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関すること。</p> <p>松本市の3つの目標</p> <p>① 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる</p> <p>② 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を想像する</p> <p>③ さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる</p>
	7 計画の構成と施策（29頁）	<p>松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、4つの分野方針ごとに施策を推進</p> <p>I 文化芸術振興施策の総合的な推進</p> <p>II 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用</p> <p>III 文化芸術を担う人材の養成・確保</p> <p>IV 文化芸術活動の環境の整備・充実</p> <p>☆IIは第7条に記載なし</p> <p>三ガク都を掲げる市総合基本計画111頁 さまざまな分野との連携に同じような記述あり</p>		

第2章	7 計画の構成と施策 (30～35頁)	「基本計画」30～35頁参照	8 施策の体系及び主な 取組み(8～10頁)	(6の再掲) 目指す姿「文化芸術で人と 人がつながり、まちに魅力と活気があふ れる三ガク都・松本」  資料3参照
第3章	1 計画の評価検証(3 8頁)	・R7に中間評価 ・R11に最終評価	1 推進体制(11頁)	(1) <u>松本市</u> (2) <u>文化芸術団体</u> (3) <u>財団</u> <u>文化芸術推進体制(構想案)</u> 図
	2 評価検証の方法(3 8頁)	・ <u>基本的施策別指標のR3値と目標値を 記載</u>	2 基本計画の評価検証 (12～13頁)	・R7に中間評価 ・R11に最終評価  ・第2章8「施策の方向性」別指標のR 3値と目標値を記載

## 松本市文化芸術推進基本計画（改訂案）

## 第2章

## 1 基本計画の一部改訂の理由

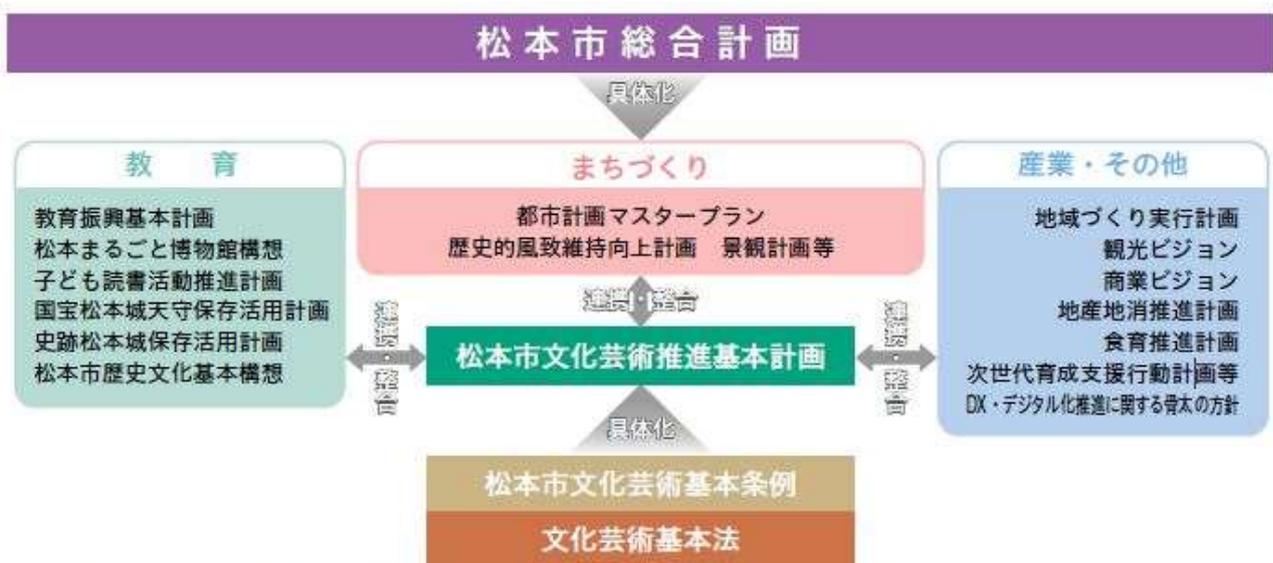
文化芸術基本法第7条の2第1項では、地方公共団体は国の「文化芸術推進基本計画」を参酌し、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう規定されています。

令和5（2023）年3月に「文化芸術推進基本計画」及び「長野県文化芸術振興計画」が改訂されたことや、社会状況の急激な変化への対応から、計画期間の途中ではありますが、「松本市文化芸術推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を効果的かつ着実に実施するために、国、県の計画の趣旨を踏まえ、第2章及び第3章の内容について必要な改訂を行いました。

目指すべき姿や目標は踏襲することとし、表現や具体的施策の改正を行うことで、計画を着実に推進するものです。

## 2 基本計画の位置付けと計画期間

- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び【基本構想2030・第11次基本計画】を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（第1期10年間）とします。

(3) 計画期間

R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12
基本構想2030									
松本市文化芸術推進基本計画				(改訂) 松本市文化芸術推進基本計画					

3 基本計画の対象とする文化芸術の範囲

文化芸術基本法に規定された次の文化芸術を対象とします。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 (次に規定するメディア芸術を除く)
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能 (伝統芸能を除く)
生活文化	工芸・民藝・クラフト、茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽	囲碁、将棋その他の国民的娯楽
出版物等	出版物及びレコード等
文化財等	有形及び無形の文化財並びにその保存技術
地域における文化芸術	松本地域における文化芸術の振興及び地域振興のための公演、展示、芸術祭、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能 (月遅れのひな祭り、セイジ・オザワ 松本フェスティバル、薪能、信州・まつもと大歌舞伎、松本ぼんぼん、ぼんぼんと青山様、御柱祭、三九郎、松本あめ市、コトヨウカ行事など)

他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。

## 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

### (1) 新型コロナウイルス感染症が与えた影響

令和元（2019）年12月に感染が確認されて以降、世界的に拡大した新型コロナウイルス感染症は、文化芸術活動の継続に大きな影響を及ぼしました。緊急事態宣言の発令などにより、文化芸術活動は不要不急のものであるかのごとく扱われ、多くの活動が中止や延期、規模縮小を余儀なくされました。また、地域の礎として機能してきた祭礼や民俗芸能等の伝統行事にも大きな影響を与えました。

一方で、文化芸術活動は世界の平和に寄与するものであるという共通認識により、オンラインの活用による文化芸術活動の継続や、リアルな体験による観客との一体感の共有の重要性が改めて確認されました。

文化芸術活動は人々の**ウェルビーイングのために**必要不可欠であり、いかなる状況においても歩みを止めない意識の醸成が重要です。

### (2) 人口減少と少子高齢化の進行による影響

令和5（2023）年の松本市の人口動態（令和6（2024）年1月1日現在）は、県内市町村で最多の501人の社会増となり、転入者や移住者が多い状況です。一方、自然増減が△1,474人となり、松本市全体の人口としては235,475人（△972人）となりました。

文化芸術分野においては、少子化による担い手不足が問題となっており、伝統文化の継承が今後の課題として挙げられます。また、人口減少は文化芸術活動の鑑賞者や文化施設の入館者の減少にもつながります。

文化芸術分野は、子どもや高齢者を含む全ての人々が心身ともに健康で豊かな生活をおくるために重要であることから、少子高齢社会における需要や市場をより意識する必要があります。持続可能なまちづくりを進めるため、文化芸術の力による心豊かな社会形成を進めるとともに、移住促進及び関係人口の増加が必要となります。

### (3) デジタル化の急速な進展

現代社会は、デジタル化の急速な進展により表現や情報発信の形態が多様化しています。松本市では、情報通信技術の進化と普及に伴い、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の重点戦略として「DX・デジタル化」を掲げています。**デジタル技術を活用することで、文化芸術施設等の利便性の幅を広げるとともに、デジタル技術を用いた文化芸術活動を推進する必要があります。**

### (4) 多様性を認め合う社会づくり

令和5（2023）年3月に制定した「差別をなくし多様性を認め合うまちまとも条例」では、性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などそれぞれ

の違いに寛容なまちづくりを目指しています。人々が、文化芸術活動により他者と交わることで互いを理解し、多様性を認め合うまちづくりに繋げていきます。

また、令和4（2022）年9月には「第4次松本市障がい者計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）」を策定し、障がい者団体と連携した交流機会の場の推進や、生涯学習及び文化芸術活動への参加の促進を目指しています。

#### (5) 持続可能な社会の実現

地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定及び実施するように努めるものとされています。こうした制度を踏まえ、松本市では「松本市ゼロカーボン実現条例」（令和4（2022）年6月施行）の施行や「まつもとゼロカーボン実現計画（松本市地球温暖化対策実行計画）」（令和4（2022）年8月改訂）を策定し、持続可能な社会の実現を目指しています。

これに合わせ、各文化施設等の脱炭素社会に向けた取組みが必要となります。

### 5 国、県の文化振興政策

#### (1) 文化芸術推進基本計画（第2期）—価値創造と社会・経済の活性化—

政府は、文化芸術基本法の規定に基づき、令和5（2023）年3月に「文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定しました。第2期基本計画は、基本的には第1期基本計画を踏襲していますが、その成果と課題を踏まえた表現の適正化を図りました。

また、我が国の文化芸術を取り巻く状況の変化を踏まえ、文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を創出し未来を切り開くことを目的としています。

#### (2) 博物館法の一部改正

昭和26（1951）年制定の博物館法は、社会教育法に基づき、博物館の発展を図ることによって、「国民の教育、学術」とともに、「文化」の発展に寄与することを掲げてきました。

平成29（2017）年に、文化芸術施策の総合的な推進を図るために制定された文化芸術基本法の中では、博物館の充実が「文化芸術に関する基本的な施策」の一つとして位置づけられ、博物館の活動が、文化芸術により生み出された価値の継承・発展や、新たな文化芸術の創造において役割を果たし得ることが示されています。

このように、これまでも博物館に期待されてきた文化の発展に資する役割が、近年制定された文化芸術基本法の中で改めて明確にされていることを踏まえて、令

和5（2023）年4月に施行された「博物館法の一部を改正する法律」では、博物館法が、社会教育法に加えて文化芸術基本法の本質にも基づくことを定めています。また、地域の多様な主体との連携及び協力による文化観光などの活動を図り、地域の活力の向上に取り組むことを努力義務化しています。

### (3) 文化財保護法の一部改正

令和4（2022）年4月、「文化財保護法の一部を改正する法律」が施行されました。この改正により、文部科学大臣が有形文化財及び有形の民俗文化財だけでなく無形文化財及び無形の民俗文化財も登録できるようになりました。

また、地方公共団体が、有形・無形文化財及び有形・無形民俗文化財のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを、当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録できるとともに、国の文化財登録原簿への登録を提案できるよう併せて改正されました。

### (4) 障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）

文部科学省及び厚生労働省は、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律第7条に基づき、令和5（2023）年3月に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定しました。文化芸術活動を通じて障がい者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的としています。

### (5) 第2次長野県文化芸術振興計画

長野県は、文化芸術基本法第7条の2第1項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」に基づき、令和5（2023）年3月に「第2次長野県文化芸術振興計画」を策定しました。「文化芸術の価値を高め、支える、ひろげる、つなげる、信州のゆたかな未来」を目標に掲げ、地域主体の文化芸術活動の推進を重点的施策として定めています。

## 6 三ガク都松本の文化芸術と目指す姿

文化芸術基本法第4条には、地方公共団体の責務として、文化芸術に関し自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を策定し、実施することが記述されています。文化とは、広義に捉えると人間と人間の生活に関わる総体であり、長い歴史の中で独自の自然環境や社会環境に基づき培われた全ての事柄であるといえます。

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。その特性を踏まえ、松本市総合計画（基本構想2030・第11次基本計画）の基本理念に「豊かさと幸せに挑み続ける三ガク都」掲げ、市民が「松本らしさ」に誇りを持てるよう、目標や方向性を検討しました。

### (1) 岳（自然豊かな環境に感謝できる）

松本市は、東に標高2,000メートルの美ヶ原高原、西に標高3,000メートル級の峰々が連なる北アルプス山岳が広がり、日本の屋根と言われる山岳地帯から松本平と呼ばれる盆地まで変化に富んだ地勢を形成しています。

周囲を山々に囲まれた複合扇状地の市街地では豊富な地下水がいたる所に湧き出しており、豊かな自然の中に人々の暮らしが溶け込み多様な文化芸術を生み出しています。

### (2) 楽（文化・芸術を楽しむ）

戦後、松本市は民藝による地場産業の復興を計画しました。昭和21(1946)年には日本民藝協会長野県支部が結成、昭和37(1962)年には「松本民芸館」が創館、昭和51(1976)年には松本家具が家具業界で初めて通商産業大臣(現経済産業大臣)から伝統的工芸品に指定されています。全国からものづくりを志す若者が集まる工芸のまちとして栄え、他地域から伝承されたものや松本城下の特性が色濃く残るものなどが数多く継承されています。現在は、全国各地から様々なジャンルの工芸作家が出店するクラフトフェアまつもとが約40年にわたり開催されています。

また、松本市にはその他にも文化芸術を国内外に発信するイベントが多数存在します。これらのイベントはボランティアや市民サポーターによって支えられており、市民の文化芸術への関心の高さが継続的な開催に繋がっています。

### (3) 学（共に生涯学び続ける）

松本市は、明治時代に市民の浄財をもとに初等教育の場として旧開智学校を開校し、大正時代には当時の市年間予算を超える巨費を投じて旧制松本高等学校を誘致するなど、学びを基軸としたまちづくりが行われました。

伝統的に教育や文化を重んずる気風から、公民館数が全国で一番多い長野県の中でも松本市が一番多く、学びの場を設けることを大切にしています。また、登録博物館も多数存在し、学都松本として、学び続ける・共に学ぶ・時代に引き継ぐまちを目指しています。

#### <目指す姿>

文化芸術で人と人がつながり、まちに  
魅力と活気があふれる三ガク都・松本

## 7 松本市の目標

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、松本市の3つの目標を設定します。

### (1) 松本市文化芸術基本条例第7条

- ア 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事。
- イ 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事。
- ウ 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事。

### (2) 松本市の3つの目標

#### ア 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

市民のウェルビーイングのために、文化芸術は必要不可欠です。

性別、年齢、障がいの有無、性的指向、人種、国籍などに関わらず、すべての人が文化芸術を創造し享受することは、社会参加の機会をひらき、心豊かな市民生活と活力ある社会の実現につながります。誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちを創造します。

#### イ 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

松本市では、これまでに数々の優れた文化芸術を国内外に発信し、松本市を代表する作品展示や文化芸術イベントを展開してきました。

また、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできたことから、現在では民間団体が繰り広げるクラフトフェアまつもとやマツモト建築芸術祭などのアート活動が松本の新たな顔となり、国内外に向け発信されています。「松本らしさ」の継承と創造の源は、市民一人ひとりです。心豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、人と人をつなげ、相互に理解し尊重しあえる社会を形成します。

#### ウ ささまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

文化芸術の持続的な発展のためには、社会のあらゆる場面で文化芸術の力が一層活かされていくことが必要です。

教育分野、福祉分野、観光振興などあらゆる分野で文化芸術の力が活用され、また、文化施設や活動団体の連携により、文化芸術が多面的に広がり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

8 施策の体系及び主な取組み

【目指す松本市の姿】

文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と  
活気があふれる三ガク都・松本

目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	世代や地域を問わず文化芸術に触れる機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い分野の事業実施</li> <li>● 文化施設等のユニバーサルデザインの推進 (m)</li> <li>● デジタル技術を活用し、オンラインを組み合わせたハイブリッドでの開催やアーカイブ配信 (E t)</li> <li>● 子どもの文化芸術体験活動事業の推進 (Z)</li> <li>● 他都市や海外との文化交流による新たな文化に触れる機会の創出 (S T)</li> <li>● 街なかの無料鑑賞会やアウトリーチ事業の実施 (r s)</li> <li>● 中心市街地にとどまらない文化芸術事業の推進 (F)</li> <li>● 天候に左右されない野外会場等の研究 (p)</li> <li>● 入門編となる事業及び講座の実施 (u)</li> <li>● 市内開催事業の市民先行販売等の実施による市民参加促進</li> </ul>
	②多様な情報発信	幅広い世代や地域への文化芸術情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各世代や情報社会に応じ、SNSやメディアを活用した情報発信 (G)</li> <li>● 観光団体等と連携した観光客向けの情報発信 (H)</li> <li>● 松本市への観光客や新たなファンを増やすために、長野県内、首都圏、海外へ向けた、長期的かつ定期的な広報</li> </ul>
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ総合窓口の設置	活動者への継続的な支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民、活動者、若者と行政、企業、団体の仲介となる総合的な相談及び支援窓口機能新設 (H a d v)</li> <li>● 文化芸術分野の総合的な情報収集及び発信 (H)</li> <li>● アートイベントの企画側と活動者をつなぐマッチング (H c)</li> <li>● (一財)松本市芸術文化振興財団と連携した文化芸術専門職の育成 (f)</li> </ul>
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	サポーターによる主体的運営の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民が気軽に参加できる体制及び主体的に運営に関わることができる体制の構築 (C h i)</li> <li>● サポーターと活動者等の交流機会創出によるやりがいづくり (h)</li> </ul>
	③表現の場の創出	文化芸術に関する活躍機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フリースペースや空き家の活用 (q)</li> <li>● 中心市街地にとどまらない表現の場の創出</li> <li>● 行政と企業、団体、市民の連携による表現の場の創出及びイベント開催推進</li> <li>● まちなかアートprojectによる市民、活動者、アーティストバンク登録者、受賞者、若者、子どもの表現の場の創出及びイベント推進 (c)</li> <li>● 年齢、性別、障がいの有無に関わらずあらゆる市民と協働する表現の場の創出 (V)</li> </ul>
	④顕彰	活動者のモチベーション向上及び市内内外への周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化芸術表彰等の充実 (j)</li> <li>● 文化施設等の連携による受賞者の活動発信 (k)</li> <li>● 受賞者の支援体制の構築 (l)</li> </ul>

## 目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①工芸・民藝・クラフト文化の発展	松本独自の工芸・民藝・クラフト文化の継承及び発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>工芸・民藝・クラフトの文化芸術的価値の啓発 (O)</u></li> <li>● <u>工芸・民藝・クラフト事業を展開する企業や団体と行政の連携による事業推進及び情報発信</u></li> <li>● <u>企業、団体、市民主体の工芸・民藝・クラフト事業への支援</u></li> </ul>
	②松本独自事業の更なる展開	松本独自の文化芸術の継承及び発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「<u>セイジ・オザワ 松本フェスティバル</u>」や「<u>信州・まつもと大歌舞伎</u>」など、<u>国内外への波及力を持つ事業の継続及び発展 (N)</u></li> <li>● <u>各地域での文化芸術活動等の振興・支援 (M)</u></li> </ul>
	③新たな事業の展開	松本の新しい文化芸術の創造	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>地域在住の活動者等との協働による新たな松本発の事業の実施 (D)</u></li> <li>● <u>各地域の特徴を活かした事業の開催 (F)</u></li> <li>● <u>市民、活動者、若者、子どもの意見を反映した事業の実施 (b)</u></li> <li>● 「<u>松本まるごと博物館</u>」の基幹施設である松本市立博物館を活用した地域の魅力や情報を発信する事業の展開</li> </ul>
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用 (W)	地域の文化財の未来への継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>文化財の保存と活用に取り組む企業、団体、市民と行政の連携及び活動支援</u></li> <li>● <u>文化財修復技術者への支援</u></li> <li>● <u>講座及び見学の開催による文化財を学ぶ機会の充実 (Q)</u></li> <li>● <u>文化財を観光やまちづくりに活用することによる持続可能な保存活用(O)</u></li> <li>● <u>博物館施設等での展示</u></li> <li>● <u>松本城の世界文化遺産登録に向けた取組みによる保存活動</u></li> </ul>
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統・民俗芸能の未来への継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>伝統・民俗芸能の継承と発展に取り組む企業、団体、市民と行政の連携及び活動支援 (R)</u></li> <li>● <u>伝統・民俗芸能継承者等の育成や支援 (X)</u></li> <li>● <u>講座及び見学の開催による伝統・民俗芸能を学ぶ機会の充実 (Q)</u></li> </ul>

### 目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本 施策	施策の方向性	目的	主な取組み
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	文化芸術活動等の担い手育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次世代を担う子どもが文化財や伝統・民俗芸能について学ぶ学校教育・社会教育の整備</li> <li>● 学校でのアウトリーチ事業やワークショップの実施 (Y)</li> <li>● 中学校の文化部活動の地域移行</li> </ul>
	②健康、医療、福祉分野との連携	生きがいづくりやこころの健康増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療施設や福祉施設での文化芸術ワークショップ等の開催 (U)</li> </ul>
	③観光分野との連携	文化芸術の活用による観光事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化資源を活用した観光事業の実施 (O)</li> <li>● 文化財等を活用した市内回遊ルートの設定や文化芸術体験型の観光形態の確立による観光需要の増加</li> <li>● 企業、団体、市民と連携した観光事業の実施</li> <li>● 食文化等を活かした産業、観光の振興 (PR)</li> </ul>
	④関係機関の連携強化	連携強化による文化芸術活動の更なる推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (一財)松本市文化芸術振興財団を中心とした行政、企業、団体、市民との連携による文化芸術活動の推進</li> <li>● 姉妹・友好都市や他都市との交流及び連携による地域文化の更なる発展 (K)</li> <li>● 団体同士のつながりを深めるため、文化芸術活動団体の交流機会の提供 (I)</li> <li>● 大学、NPO、団体と行政の協働による文化芸術振興の新たな仕組みづくり (L)</li> <li>● 各文化施設職員同士の交流機会の創出 (Jg)</li> </ul>

### 第3章 推進体制と計画の評価検証

#### 1 推進体制

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図るため、文化芸術行政を推進する体制を明確にし、それぞれが役割を果たし、連携・協働して取組みを進めます。

##### (1) 松本市

市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策を推進します。文化振興のマネジメント役として、文化芸術推進基本計画に基づく事業を実施するとともに、市民のニーズや社会状況に合わせた適切な進捗管理を行っていきます。

また、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めます。

##### (2) 文化芸術団体

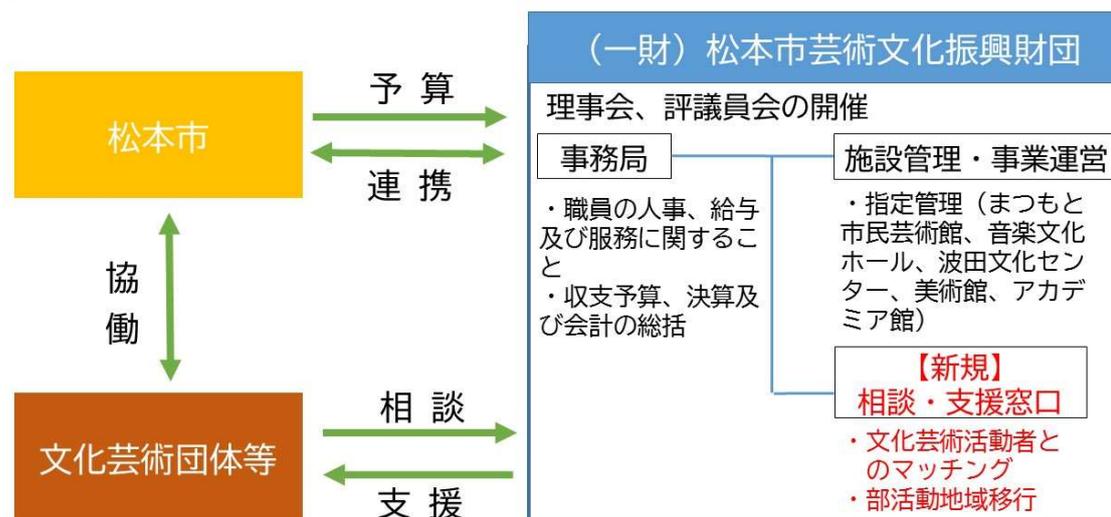
文化芸術活動の実践者であり、地域の文化芸術活動の担い手として、後進の指導や育成、団体相互の交流を促進することが期待されます。市と文化芸術団体で協働を図りながら、市民が文化芸術に触れ親しむ機会の提供や継承などの文化芸術振興に取り組めます。

##### (3) 一般財団法人松本市芸術文化振興財団

この法人は、文化施設等の管理運営及び施設を活用した事業の推進により、市民の自主的な文化芸術活動を促進するとともに、優れた文化芸術に触れる機会を提供し、地域文化の継承・発展・創造を図り、もって、心豊かな活力ある社会の形成に寄与することを目的に設置された団体です。

文化芸術の推進組織として、財団がこれまで文化芸術の分野で担ってきた知識と経験を生かすとともに、財団の事業や組織運営の見直しを図りながら、市との連携により文化芸術の発展を図ります。また、市との連携により市民が文化芸術に触れる機会の創出、人材育成及び文化芸術活動への参加を支援していきます。

## 文化芸術推進体制（構想案）



## 2 基本計画の評価検証

基本計画策定から中間年（令和7（2025）年）、最終年前年に市民アンケートを実施し、基本計画推進の効果検証を行うとともに、意見を反映した事業等を実施します。（A B d e n o）また、市内で活躍する個人・団体について実態調査を実施し、文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。（B e）

### 目標1 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
市民の文化芸術に親しむ機会の拡充	①文化芸術に触れる機会の充実	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
	②多様な情報発信	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
文化芸術活動者への支援の充実	①アートと社会をつなぐ総合窓口の設置	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
	②文化芸術イベントのサポーターの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
	③表現の場の創出	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25.1%	30.0%
		文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
④顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%	
	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%	

目標2 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
「松本らしさ」を代表する文化芸術の更なる発展	①工芸・民藝・クラフト文化の発展	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
	②松本独自事業の更なる展開	誇りに思うことや市の魅力向上のための文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
	③新たな事業の展開	誇りに思うことや市の魅力向上のための文化芸術活動が必要と答えた割合	95.6%	98.0%
文化財・伝統芸能の保存と継承	①地域の文化財の保存と活用	文化財保護のための取組みに対する満足度	43.5%	50.0%
		文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50.0%
	②地域の伝統・民俗芸能の継承	地域の伝統行事などの後継者育成の促進に対する満足度	10.5%	15.0%

目標3 さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

基本施策	施策の方向性	評価指標	R3値	目標値
さまざまな分野との連携による地域の課題解決	①教育分野との連携	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27.5%	35.0%
	②健康、医療、福祉分野との連携	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業数（年間）	なし	5事業
	③観光分野との連携	文化財等の観光への活用に対する満足度	42.1%	50%
	④関係機関の連携強化	文化芸術団体の交流機会の提供数（年間）	なし	3事業